

「火災発生危険性等を踏まえた防火対象物の用途の あり方検討会」における「防火対象物の一時的な使用 に関する安全対策のあり方検討報告書」の取りまとめ

消防庁では、防火対象物の全体又は一部において、イベントなどの一時的な催しが行われた場合、防火対象物の建築当初に予定されていた使用状況とは異なる形態で使用されることにより必要となる安全対策について「火災発生危険性等を踏まえた防火対象物の用途のあり方検討会」を設置して検討を行なっていました。

この度、検討会において一時的な催し等が行われる場合に必要となる総合的な安全対策について報告が取りまとめられましたので、別添の通り公表いたします。

報告書では、一時的な催しが行われる場合に必要となる総合的な安全対策の考え方および実効性確保のため方策についての考え方が示されたところです。

<添付資料>

- ・ [防火対象物の一時的な使用に関する安全対策のあり方検討報告書（ポイント）](#)

[※報告書全文については、消防庁ホームページに掲載します。](#)

(連絡担当者) 総務省消防庁予防課 鳥枝、宮本 Tel 03 - 5253 - 7523 Fax 03 - 5253 - 7533
--